

令和

8

年度

志摩市 中小企業等支援制度

志摩市 観光経済部 経済課

1 . 創業支援

- ①志摩市を元気にする創業支援補助金 P.2・3
- ②創業資金保証料・利子補給補助金 P.4

2 . 経営支援

- ①小規模事業者経営改善資金等利子補給補助金 P.5
- ②志摩市中小企業経営向上補助金 P.6
- ③志摩市企業経営DX化推進補助金 P.7

3 . 企業誘致

- ①企業進出助成金 P.8
- ②マリンテック等実証導入促進補助金 P.9

4 . 雇用促進(人材確保)

- ①就職活動応援補助金 P.10
- ②伊勢市勤労者サービスセンター（ジョイワーク） P.11
- ③未来人材奨学金応援補助金 P.12
- ④若者・子育て世帯移住促進家賃支援事業補助金 P.13

5 . 地域ブランディング

- ①志摩ブランド認定事業 P.14
- ②ふるさと応援寄付事業 P.15

6 . インフォメーション等

- 問合せ先 P.16

目的

市内で新規創業や第二創業を行う事業者に対し、創業時の経営基盤強化を目的として補助金を交付します。

内容

※補助内容の見直しを行いました。

■対象者【以下の要件を全て満たす者】

①申請年度内において、市内で新規創業または第二創業を行う者

※新規創業とは：事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること若しくは事業を営んでいない個人が法人を設立し新たに事業を開始すること

※第二創業とは：日本標準産業分類における中分類が異なる業種への転換や進出すること

②金融機関から資金計画の指導を受け、創業等に係る資金の融資を受ける者（実績報告までに融資が実行されていることが要件です）

※支援（融資）を受ける金融機関が未定である場合は、市が協定を結んでいる百五銀行・三十三銀行又は日本政策金融公庫への紹介が可能です。

③実績報告時において、個人は市内に住民登録があること、法人は市内に主たる事務所等を有すること

④新規創業の場合は、実績報告時において、特定創業支援等事業による支援を受けた証明書を有すること（他市町の証明可）

⑤事業の実施に必要な許認可等を事業開始時までに受けていること

⑥3年以上継続して市内で事業を実施すること

■対象事業

創業等に伴い市内に事業所を開設する事業

※事業所とは：事業の用に供する事務所、店舗、工場等（キッチンカー、移動販売含む）を指し、住居物件と兼用するものは除くものとします。

ただし、以下のいずれかに該当する事業は対象外とします。

- ・スタートアップに該当しない漁業、農業、林業
- ・常時従事する者がいない事業
- ・第二創業の場合は、雇用の拡大が見込まれない事業
- ・営業日数が週3日に満たない事業（開設するのが店舗でない場合は、稼働日数）
- ・フランチャイズやチェーンストア等に類する事業

※ビジネスプランコンテストで受賞した事業を行う場合は、審査時に加点があります。

■補助内容及び補助金額等率

補助対象経費の2分の1以内(上限50万円)

※一定の条件を満たす場合は、以下の項目の該当する金額を加算し、上限額を最大100万円とすることができます。

■補助対象経費

事務所新設・改修工事費、事務所賃借料、備品購入費、マーケティング調査費、広報宣伝費、外注費、その他市長が適当と認める経費

■消費税の適用について

- ・補助対象経費に対する消費税の適用について、課税事業者は税抜で申請してください。なお、免税事業者・簡易課税事業者は税込で申請していただくことが可能です。

1-① 志摩市を元気にする創業支援補助金（リニューアル）

補助内容及び補助金額等率

補助内容	補助率	上限	内容
共通事項	1/2	50万円	上限は補助対象経費（補助金交付要綱を参照）の2分の1以内の額とする

加算項目	補助率	加算金額	以下の条件を満たす場合は、以下項目の該当する金額を上限額に加算し、上限額を最大100万円とすることができる。	想定される事業	目的と市経済への貢献
①国立公園・体験創出事業	1/2	30万円	伊勢志摩国立公園の豊かな自然や景観を観光資源として活用し、市外からの集客と滞在時間の延伸を図る事業。	<ul style="list-style-type: none"> ・英虞湾やリアス海岸を活用したSUP、カヤックツアーの造成 ・既存の空き家を活用し、国立公園の絶景を望む場所にウェルネス滞在施設を新設。 	滞在時間の長期化と消費単価の向上を通じて、地域経済への波及効果を高める。
②地場産品開発事業		20万円	志摩市産の農林水産物等の地域資源を活用し、新たな商品開発や高付加価値化を図る事業。	<ul style="list-style-type: none"> ・真珠貝の貝殻や副産物を活用し、インテリア雑貨、化粧品素材、アクセサリなどに加工し、ECサイト等で販売する事業。 	地域一次産業の活性化と、志摩市のブランド価値向上に貢献する。
③地域・暮らし応援事業		10万円	市の高齢化や過疎化に伴う生活課題（買い物難民対策、医療・介護の移動支援、地域見守り等）の解消、または子育て世代の定住促進に寄与するサービスを提供する事業。	高齢者や子育て世帯を対象に、自宅まで商品を届けるデリバリーサービスや、病院・公共施設への個別送迎サービス	市民の生活の質の向上と社会課題の解決に貢献する。
⑤スタートアップ	2/3	50万円	革新的なアイデアや独自技術を活用し、既存市場の変革を通じて、短期間での飛躍的な成長を目指す事業者	-	-

目的

市内で創業する者が創業に係る資金の融資を受ける場合、三重県信用保証協会の保証に係る信用保証料又は融資に係る利子の一部を補給することにより、事業用資金の借入負担の軽減や円滑な資金繰りを支援し、創業者の経営の安定を図ります。

内容

■対象者【以下の要件を全て満たす者】

- ①対象資金に係る融資を受けた者。
- ②市内に主たる事業所を有し創業後5年未満の者、または、設置し創業しようとする者。
- ③個人にあつては市内に住所を有すること。
- ④市税に滞納がないこと。

■補助対象資金、内容、金額

対象資金	補助内容	補助金額
①三重県が定める創業・再挑戦アシスト資金融資要綱に基づき信用保証協会の保証を付した融資	当該融資を受けるために三重県信用保証協会に支払った保証料の額	上限10万円 (千円未満切捨)
②株式会社日本政策金融公庫が実施する以下の制度に基づく融資 ・新企業育成貸付制度 ・新企業育成・事業安定等貸付制度 ・企業活力強化貸付制度	当該融資に係る返済を行った利子合計額 (融資利率：1パーセント以内) ※最初の返済日の属する月から12か月を超えない期間を上限とする。	

※上記①②の併用は不可とする。

■申請期間と提出書類

対象資金	申請期間	提出書類
①	融資の実行日から3か月以内	①交付申請書兼実績報告書(様式第1号) ②金融機関の発行する保証料受入証明書
②	毎年1月上旬～1月末日まで ※前年1年間に返済した利子合計額を申請	①交付申請書兼実績報告書(様式第2号) ②公庫が発行した借入金の償還表の写し ③公庫が発行した前年の利息支払証明書

目的

市内で事業を行う事業者に対して、経営改善や資金の円滑化を図るため、日本政策金融公庫の融資に対する利子の補給を行います。

内容

- 対象者【以下の要件を全て満たす者】
 - ① 市内に主たる事業所を有すること
 - ② 個人の場合は、住所を有する市区町村の税を滞納していないこと
法人の場合は、志摩市の市税を滞納していないこと
 - ③ 商工会又は生活衛生同業組合の経営指導を受けていること

- 対象融資
 - ① 小規模事業者経営改善資金（マル経融資）
 - ② 生活衛生改善貸付

- 利子補給の率及び金額
融資額の1.0%（融資利率が1.0%を下回るときは融資利率）
※上限20万円

- 補給期間
返済開始日の属する月から12か月

- 申請期間
毎年1月上旬～1月末日まで
※前年1年間に返済した利子合計額を申請

目的

経営の維持向上を目指し経営向上計画を策定した事業者が、当該計画に基づく取り組みの実施に係る経費の一部を補助します。

内容

- 対象者【以下の要件を全て満たす者】
 - ①志摩市内に主たる事業所を有する中小企業・小規模企業者
 - ②三重県版経営向上計画のステップ2以上の認定を受けた事業者
 - ③市税を滞納していないこと
- 対象事業
 - ・三重県版経営向上計画のステップ2以上の認定を受けた事業
- 対象経費及び補助額等

事業種別	対象経費	補助率	補助額
生産性向上事業	機械装置等購入費、機械装置等設置費、店舗等改修費	1/3	上限20万円
新商品開発・販路拡大事業	備品等購入費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、借料、店舗等改修費	1/2	上限10万円

※同一の計画で他の補助金との重複申請はできません。

- 消費税の適用について
 - ・補助対象経費に対する消費税の適用について、課税事業者は税抜で申請してください。免税事業者・簡易課税事業者は税込で申請していただくことが可能です。
- 申請の流れ
 - ①三重県版経営向上計画を策定し、三重県からステップ2以上の認定を受ける。
 - ②経営向上計画に基づく当該補助金の申請書を作成し、関係書類を添えて市経済課窓口へ提出する。
※補助金の申請については同一年度に1回限り。
 - ③事業完了後、関係書類を添えて市経済課窓口へ実績報告書対を提出する。
- 申請期限 令和9年1月29日（金） ※予算額に達し次第終了

目的

業務のデジタル化及びDX化を通じ、業務効率化・売り上げ拡大を目指す事業者に対し、取り組みの実施に係る経費の一部を補助します。

内容

■対象者【以下の要件を全て満たす者】

- ①志摩市内に主たる事業所を有する中小企業・小規模企業者
- ②三重県版経営向上計画のステップ2以上の認定を受けた事業者
- ③市税を滞納していないこと

■対象事業

- ・三重県版経営向上計画のステップ2以上の認定を受けた事業
- ・上記の内、デジタル化による業務効率化・生産性向上等の付加価値の創出につながる事業

■対象経費及び補助額等

対象経費	補助率	補助額
専門家活用費（コンサルティング、顧問契約等）、ソフトウェア購入費、クラウドサービス利用料、システム構築・導入関連費、機器・設備導入費、セキュリティ対策費、人材育成・研修費	2/3	上限50万円

※同一の計画で他の補助金との重複申請はできません。

■消費税の適用について

- ・補助対象経費に対する消費税の適用について、課税事業者は税抜で申請してください。免税事業者・簡易課税事業者は税込で申請していただくことが可能です。

■申請の流れ

- ①三重県版経営向上計画を策定し、三重県からステップ2以上の認定を受ける。
- ②経営向上計画に基づく当該補助金の申請書を作成し、関係書類を添えて市経済課窓口へ提出する。
※補助金の申請については同一年度に1回限り。
- ③事業完了後、関係書類を添えて市経済課窓口へ実績報告書対を提出する。

■申請期限 令和9年1月29日（金） ※予算額に達し次第終了

目的

市内に進出する企業を対象に、進出の際に必要な経費の一部を助成することにより、企業誘致を推進します。

内容

■ 対象者【以下の要件を全て満たす者】

- ① 市内にオフィスを有しない企業（法人）が、市内に新たにオフィス等を設置すること
- ② 志摩市が指定する以下の事業の経営を1年以上行っており、市内で開設するオフィス等において同事業を実施すること。
 - ・ 漁業（陸上養殖業）
 - ・ 製造業
 - ・ 情報通信業（情報サービス業、インターネット付随サービス業）
 - ・ 学術研究、専門・技術サービス業（学術・開発研究機関、機械設計業）
 - ・ サービス業（コールセンター業）
 - ・ その他市長が必要と認める事業
- ③ 開設するオフィス等に3名以上の常時雇用者を配置すること。（正社員を1人以上）
- ④ 3年以上の操業を誓約できること
 - ※ オフィス等とは：事務処理業務を行う事業所、研究施設または生産施設をいう。
 - 常時雇用者とは：当該オフィス等において、新たに雇用した従業員または異動してきた従業員で、志摩市に住所を有する者（パート、アルバイト含む）

■ 対象経費及び助成額（AとBの併用は不可）

種類	対象年度	対象経費	補助率	補助額
A. 土地・建物取得費用助成金	開設初年度	地代等不動産取得費用	1/2	上限500万円
B. 施設改修費用助成金	開設初年度	① 民間施設改修費用	1/2	上限500万円
		② 公共施設改修費用	3/4	上限1,000万円
C. 施設運営費用助成金	開設日の属する年度から起算して3か年度	土地・建物賃借料、備品リース・回線使用料	1/2	1箇月当たり上限20万円（上限240万円/年度） ※ただし、2年度目及び3年度の実績報告時において、対象要件③を満たしていない場合は対象外
D. 雇用促進助成金	開設初年度	正規雇用者の人数（転入により配置された正規雇用者を含む）	-	実績報告時において、配置している正規雇用者1人につき、一律20万円（上限400万円）

目的

市内で実施する海洋先端技術（以下「マリンテック」という）等の実証実験や市内企業への導入を支援することにより、実証から社会実装による地域課題の解決までの一貫性をつくり、マリンテック等のスタートアップ企業の誘致促進と地域活性化を図る。

内容

■ 対象者【以下の要件を全て満たす者】

(1) 実証実験型

- ・以下のいずれかに該当する者
 - ① 市外に主たる事業所を有するスタートアップ企業（創業後15年未満の中小企業者で、新技術や新しいビジネスモデルを活用して新市場の開拓や高成長を目指す事業を行う者）
 - ② コンソーシアムを組成する代表企業（ただし、構成企業に市外に主たる事業所を有するスタートアップ企業を含むものとする）
- ・事業化にあたってプロトタイプ（検証や実証が可能なレベルの試作品、サービス等）または遂行可能な事業計画を有していること。
- ・国税、主たる事業所の所在地の都道府県税、市町村税を滞納していないこと。

(2) 導入促進型

- ・市内に事業所を有する企業
- ・市が導入事例として周知するための取材に協力することに誓約すること。
- ・志摩市税を滞納していないこと

■ 対象事業

(1) 実証実験型

- ・市内における離島交通、海洋環境、水産業、観光業等に関連する海洋課題の解決に資すると認められるマリンテック等の新製品及びサービス等の実証で、市内をフィールドとして実施する事業。

マリンテック等の例：海洋に関するデータ収集、スマート養殖、モビリティ、AI・ロボティクス、バイオ、素材等のマリンテック領域

(2) 導入促進型

- ・マリンテックのサービス・製品を導入し、市内で実施する自社の事業拡大を図る事業。

■ 対象経費・補助率・補助額

タイプ	補助対象経費	補助率	補助額
(1) 実証実験型	人件費、旅費、原材料費、外注加工費、技術コンサルタント料、委託費、資料購入費、通信運搬費、賃借料、消耗品費、等	2/3	上限200万円
(2) 導入促進型	機械装置等購入費、リース費、技術使用・クラウド利用料、システム開発改修費、技術コンサルタント料、等	1/2	上限100万円

※国や三重県等の他の補助金と併用する場合は、他の補助金の対象としていない経費を対象とする。

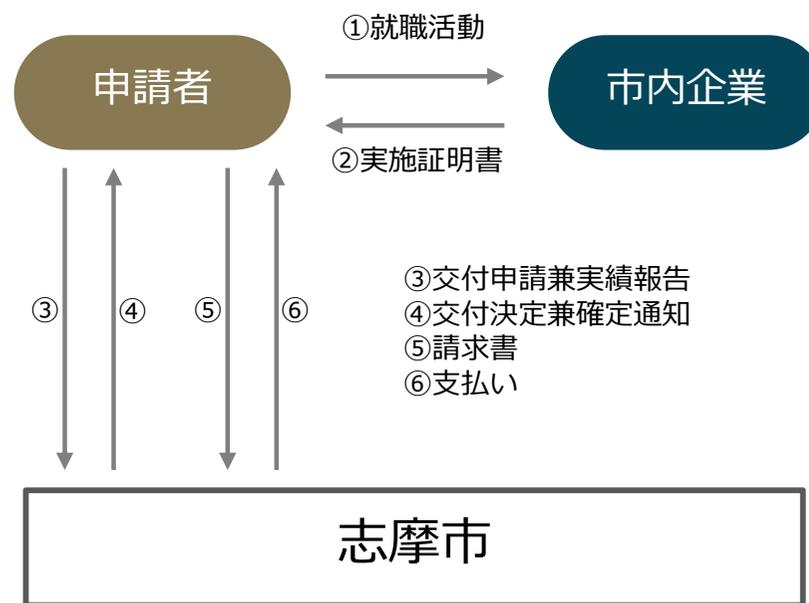
目的

市内企業を知る機会を創出するとともに、市内企業への就職を促進するため、志摩市内の企業で実施されるインターンシップや就職面接などの就職活動に参加する際に必要な交通費の一部を補助します。

内容

- 対象者【以下の要件を全て満たす者】
 - ① 学校等に在籍する学生または学校等を卒業した者で、市内企業に就職活動を行う者
※学校等とは：大学、大学院、短期大学、専門学校、高等学校、中学校等をいう。
 - ② 交付決定年度の3月末日において、30歳未満であること
- 補助金の額
交通費の2分の1の額（上限1万5千円）
※交通費：市内で行われる就職活動に参加するために居住地と市内企業間の移動に要した経費（鉄道運賃、船賃、バス運賃、航空運賃）
※訪問企業から支給を受けた交通費は、対象外。
- 申請期日
令和9年3月19日（金）

申請の流れ



【注意事項】

- ・ 交付申請は1年度につき1回までとなります。
(1年度間に実施した複数の就職活動（例：インターンシップ+採用面接）を一括して申請することは可能です。)
- ・ 国や地方公共団体、公共的団体が実施する就職活動は対象外です。

目的

市内企業の福利厚生充実を支援することで雇用競争力の強化と就労環境の向上を図り、人材定着と就業者の増加を図ります。

内容

1 事業所単位では導入が難しい以下の福利厚生事業を、地域の中小企業が共同で運営することで実現しています。

1. 給付事業（慶弔共済）

会員のライフステージに応じた共済金を給付

- ・成人、結婚、出産、入学のお祝い金
- ・永年勤続（10年・20年・30年）の表彰金
- ・傷病見舞金、災害見舞金、死亡弔慰金

2. 健康維持・増進事業

従業員の健康管理をサポートするための補助や割引

- ・人間ドックや生活習慣病予防検診の受診補助
- ・インフルエンザ予防接種の費用補助
- ・スポーツ施設（フィットネスクラブ等）の利用割引

3. 余暇活動・レジャー事業

休日やリフレッシュのための多彩なメニュー提供

- ・テーマパーク、映画館などの入場料割引
- ・コンサートやスポーツ観戦チケットの斡旋、割引
- ・宿泊施設（提携ホテル等）の利用穂補助

4. 自己啓発・生活支援事業

スキルアップや日々の暮らしのサポート

- ・通信教育の受講料補助
- ・指定店（ガソリンスタンドや飲食店等）での優待割引

加入の流れ

①加入資格の確認

対象：志摩市内の中小企業等

※従業員1名から加入可

②書類の提出

入会申込書等をジョイワークに提出

③諸費用の支払い

入会金200/人
会費500円/月

【注意事項等】

原則、全従業員の加入が必要となります。
詳しくは 0596-20-1177 にお問い合わせください。
HP : <https://joywork.zenpuku.or.jp/>

目的

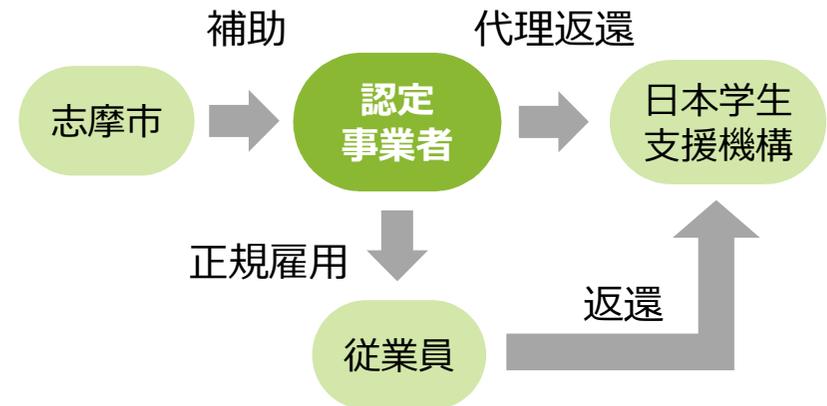
市内の事業者が従業員の奨学金を代理返還することにより、未来の本市産業を担う人材の確保・定着と市内定住等を促進するため、事業者が代理返還した奨学金の一部を補助します。

内容

- 対象者【以下の要件を全て満たす者】
 - ① 市が認定した事業者で、市内に事務所、店舗又は工場等を有していること。
 - ② 対象従業員を正規雇用していること。
 - ③ 市税を滞納していないこと。
 - ④ 奨学金返還支援を行う制度を設けていること。
 ※対象従業員とは→以下の要件を全て満たす者
 - ① 正規雇用された従業員。
 - ② 市内に住民登録があること。
 - ③ 申請の年度末で40歳未満であること。
- 補助対象経費
対象事業者が、対象従業員の奨学金（※）を代理返還した額
（※）日本学生支援機構が実施する第一種奨学金又は第二種奨学金
- 対象期間
対象従業員1人につき最長10年
- 補助額
事業者が代理返還した額の1/2
※従業員1人につき年間最大10万円（累計100万円）
- 制度導入のメリット
 - 【事業者】・就職先としての魅力向上、人材の確保や定着につながる
・代理返還分を給与として法人税に損金算入が可能となり得る
 - 【従業員】・奨学金返済支援が受けられる
・支援を受けた額の所得税は非課税となり得る

申請の流れ等

▶ 補助金イメージ



▶ 活用例

従業員の年間返済額を40万円と仮定し、企業が2分の1支援を行う場合

【従業員】年間20万円
【企業】年間10万円
【市補助】年間10万円

企業の従業員支援

企業負担	市補助	従業員負担
------	-----	-------

▶ 流れ



※上記とは別途、個人向け奨学金返済支援制度もございます。

目的

志摩市への移住と定住の促進を図り、地域の活性化を図るため、定住の意思を持つ若者や子育て世帯が、志摩市への移住に際し住宅を確保するための家賃支援を行います。

内容

■ 対象者【以下の要件を全て満たす者】

- ① 借借人が以下のいずれかに該当する方
 - ・ 初回申請時に40歳未満の方
 - ・ 中学生以下のお子様をお持ちの世帯
- ② 転入した日から6箇月以内に初回の交付申請を行う方
- ③ 新たに民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結し、借借人とその世帯構成が市の住民基本台帳に登録され、現に居住していること。
- ④ 転勤、医療施設等への入所等による一時的な居住ではないこと
- ⑤ その他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- ⑥ 市税及び家賃を滞納していないこと
- ⑦ 国家公務員または地方公務員（準ずる者を含む）でないこと。（住宅手当の支給がない者を除く）
- ⑧ 自治会に加入していること

■ 対象経費

借借人が支払った賃借料（共益費や管理費、駐車場使用料は除く）

■ 対象期間

補助を開始した月から連続した12箇月（一次産業就業者は最大36箇月）

■ 補助額

対象経費の1/2（千円未満切捨）とし、1箇月につき上限2万円

※最大24万円（月最大2万円×12箇月）、一次産業就業者の場合は最大72万円（月最大2万円×36箇月）

■ 申請期間

対象となる家賃	申請期間
5月から10月までの家賃	10月1日から10月22日まで
11月から翌年4月までの家賃	4月1日から4月22日まで

目的

志摩市の優れた地域資源を「志摩ブランド」として認定し、その販売を支援するとともに、志摩ブランドの情報発信を通じて観光客等の誘致を促し、地域経済の活性化を図ります。

内容

■ 対象となるもの

- ① 一次産品（志摩市で生産及び水揚げされた農産品、水産品、畜産品）
- ② 加工品など（志摩市で製造された加工品や工芸品など）

■ 対象者

- ① 農業及び漁業を営む者で組織する法人及びその他の団体
※一次産品の場合、個人は対象外となります。
- ② 商品等の生産、製造、加工を行っている事業者

■ 認定登録料

1認定物につき1万円（更新6千円）

■ 志摩ブランド認定のメリット

- ① 認定商品には、志摩ブランドロゴマークを商品パッケージに入れることができます。
（当初10シート（1シート63枚）を無償提供。その後は有償）
- ② 志摩市地域ブランド推進協議会で参加する商談会等について、小間料なしで参加できます。
（その他、交通費等経費は事業者負担）
- ③ 周知、啓発用のパンフレットや販売促進グッズなどを利用できます。
- ④ 販売促進に要した経費を対象に志摩ブランド認定品1品目につき、上限30,000円を補助します。
- ⑤ 道の駅やアンテナショップ等で委託販売を行う際の販売手数料（上限50,000円）を負担します。
- ⑥ その他、販売促進につながる情報等を事務局から提供します。



目的

志摩市では、ふるさと応援寄附(納税)制度により、5,000円以上のご寄附をいただいた市外在住の方に、お礼として本市の特産品等をお送りしています。
本市への寄附の促進と、志摩市の魅力や特産品等を発信し地元産業の振興を目的として、本市へふるさと納税をされた方へ送付する商品や、サービス等を提供する返礼品提供事業者及び返礼品を随時募集しております。

内容

■ 事業者登録メリット

商品
ブランディング

リピーター獲得

ネット出店
手数料ゼロ

売上UP

販路拡大

■ 応募事業者要件

- 志摩市に事業所を置く法人、団体又は市内に住所を置く個人事業主
- 国税及び市税に滞納がないこと

■ 登録できる返礼品

- 志摩市で生産されたものや加工品
- 志摩市の自然や食材などをいかしたレジャー体験及び宿泊・飲食サービス

*** 返礼品代金、決済手数料、送料は志摩市が負担します ***



[事業者登録及び返礼品登録の問合せ先]

志摩市ふるさと納税担当（株式会社パンクチュアル志摩営業所）

E-mail shima@furusato-supports.com

T E L 050-1707-9314

志摩市 観光経済部 経済課

住所：〒517-0592

三重県志摩市阿児町鶉方3098番地22

TEL：0599-44-0010

FAX：0599-44-5262

Email：keizai@city.shima.lg.jp

志摩市の情報をSNSで発信しています！



Facebook



Instagram



YouTube



志摩ブランド
YouTube